



(4) 追加補助

(3) の基本補助を行う場合において、次のア及びイの要件を満たす日は、療養者ごとに要するかかりまし経費について追加補助を行う。

ア 令和4年1月9日以降において、当該高齢者施設等が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること。ただし、同年4月8日から令和5年3月末日までの間は、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても、この要件を満たすものとする。

イ 略

(4) 追加補助

(3) の基本補助を行う場合において、次のア及びイの要件を満たす日は、療養者ごとに要するかかりまし経費について追加補助を行う。

ア 令和4年1月9日以降において、当該高齢者施設等が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること。ただし、同年4月8日から1月31日までの間は、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても、この要件を満たすものとする。

イ 略